

## アイルランド

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約 8 条 1 項)	中央当局送達 (送達条約 3 条 1 項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人か外国人かにかかわらず原則として本ルート	民事又は商事に関する事件について、受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘴託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、英語、アイルランド語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (英語又はアイルランド語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 書留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘴託書 (管轄裁判所あて一英語又はアイルランド語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (英語又はアイルランド語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	原則として不要	必 要
V 期 間 ※	3箇月	先例なし	先例なし
VI 中央当局	名 称 The Master of the High Court (including any Deputy Master for the time being appointed) 所在地 Inns Quay, Dublin 7, Ireland		

※「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間を記載しましたが、同一国に対し、同一ルートで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。